通学定期購入費・宿舎使用料の助成について

高等学校等への通学定期購入費・宿舎使用料の一部を助成します。

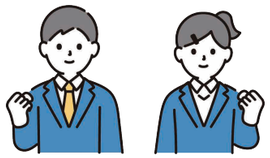

●対象となる方

美波町に住所があり、高等学校・特別支援学校高等部高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）、テクノスクール等に通学する方の保護者。

●助成期間

原則３年間

●助成金額

▶自宅から通学：発着する最寄りの駅または停留所から学校までの年間通学定期購入費の 1/2 以内
▶宿舎から通学：徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から、入寮費及び食事代を減じた額の 1/2 以内
※年度途中から助成対象者となった方は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とする
※他に同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額を引いた額とする

●申請期限

▶令和7年度分：令和8年3月31日(火)
※申請期限は上記のとおりですが、申請はお早めにお願いいたします。早めに申請いただくことで、助成金交付がスムーズに行えます。ご協力をお願いします。

●手続きの流れ

1）申請書に今年度在学していることが確認できる書類を添付して美波町教育委員会へ提出
2）助成決定後、助成金交付決定通知書を申請者へ通知
3）指定の請求書に通学定期の購入・宿舎使用料の納入が確認できる書類を添付し、教育委員会へ提出
4）助成金を指定口座に交付

【注意事項】
<u>※年度ごとに申請が必要です。</u>
※申請書類は、美波町教育委員会、役場総務課、由岐公民館に置いています。また、右下QRコードからダウンロードできます。
※年度をまたいだ期間の定期購入の場合は、日割り計算により算出します。

必要書類は
こちらから→

【お問い合わせ】美波町教育委員会☎ 0884-77-3620

とくしま在宅育児応援クーポン配布終了のお知らせ

とくしま在宅育児応援クーポンの配布が令和７年３月で終了しました。
クーポンをお持ちの方は、クーポンに記載のある有効期限までご利用いただけます。償還払いの請求については、利用日から６か月以内に手続きしてください。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

子どもはぐくみ医療費助成制度について

こどもが病気やけがで通院・入院したときの医療費のうち保険診療にかかる自己負担分を助成します。

●対象児童

美波町に住民登録し、健康保険に加入している0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童。
（生活保護を受けている世帯に属する児童、措置により施設等に入所している児童を除きます。）

●利用方法

受給者証とマイナ保険証等を医療機関窓口にご提示ください。
※保険適用外の治療費、入院時の食事代や差額ベッド代、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるもの等は助成対象外です。
※3歳到達時には区分を自動更新し、新しい受給者証をお送りします。

●払い戻しの対象となるとき

次のような場合、医療機関窓口で支払った医療保険の自己負担分については、後日、払い戻しを受けることができます。
▶県外の医療機関やこの制度の委託を受けていない医療機関で受診したとき
▶医療費の全額を負担し、健康保険からその医療費について払い戻しを受けたとき
▶医師の指示により治療用装具（コルセット、小児弱視用眼鏡等）を購入したとき
▶医療機関窓口で他の公費負担医療制度（小児慢性特定疾病、自立支援医療費等）を利用し、自己負担分を支払ったとき

交付申請、払い戻し手続き、住所・氏名・加入している健康保険等に変更があった場合は、役場福祉課または由岐支所まで手続きにお越しください。詳細は右記 QR コードより美波町 HP をご覧ください。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

母子健康手帳アプリ「まんまる」by母子モをご利用ください

美波町では令和７年度より母子健康手帳アプリ母子モを開始しました。
お子様の成長記録や予防接種スケジュールなどをまとめて管理できる便利なアプリです。
妊娠、出産、子育ての記録や予防接種スケジュールの管理のほか、お役立ち情報をスマートフォンやタブレットでタイムリーに受け取ることができます。
登録料・利用料は無料です。ぜひダウンロードしてご活用ください。
※このアプリは母子健康手帳に代わるものではありません。健診・予防接種の際は、必ず紙の母子健康手帳を持参ください。健診や予防接種のデータはご自身でアプリに入力する必要があります。

ダウンロードは
こちらから→

【お問い合わせ】健康増進課☎ 0884-77-3621